

－日本年金機構－

可搬型端末の調達等について(日本年金機構理事長宛て)

<u>指摘の背景となった可搬型端末の更改の要否等を検討することなく調達数量を算定していた</u>
<u>257台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(支出) 3625万円</u>
<u>他の契約で既に調達されているため調達する必要がなかった</u>
<u>471台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(1)(支出) 6309万円</u>
<u>指摘の背景となった希望調査に未回答の市町村に一律に貸与するとして調達数量を算定していた</u>
<u>220台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(支出) 2947万円</u>
<u>貸与を希望する市町村に貸与されていない</u>
<u>165台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(2)(支出) 2210万円</u>
<u>貸与先の市町村において長期間にわたって使用されていない</u>
<u>209台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(3)(支出) 2858万円</u>
<u>(1)から(3)までの計(支出) 1億1377万円</u>

1 可搬型端末等の概要

(1) 可搬型端末の導入の経緯等

日本年金機構は、社会保険オンラインシステムを利用して被保険者等からの年金記録に関する相談等に対応する業務等を実施しており、市町村(特別区を含む。)は、国民年金に係る被保険者資格の取得等に関する届出の受理等の事務等を実施している。そして、機構は、これらの業務等を実施するために、当該システムに接続して年金個人情報を閲覧できるノート型のパソコン等(以下「可搬型端末」)を導入して、年金事務所等に配布したり、市町村に無償で貸与したりしている。

(2) 可搬型端末の調達等

ア 可搬型端末の契約の概要

機構は、機器の更改を行うこととなったことから、平成30年4月に、可搬型端末のリース、保守等を含む委託契約(変更後の契約金額64億6420万円、このうち可搬型端末に係る契約金額相当額20億8513万円。以下「30年契約」)を締結して可搬型端末1,216台を調達している。また、インターネット回線を利用して市町村の職員が年金個人情報を確認できるシステム(以下「市町村用ねんきんネット」)の廃止に伴い、令和元年度に新たに可搬型端末の調達を行うこととなったことから、機構は、元年6月に、可搬型端末のリース、保守等に係る委託契約(変更後の契約金額26億3217万円。以下「元年契約」)を締結して可搬型端末2,010台を調達しており、希望する市町村に対して、2年1月から無償で貸与を開始している。

イ 市町村に対する可搬型端末の貸与等に関する調査

厚生労働省により、平成30年2月に市町村に対して可搬型端末の貸与等に関する意向調査(以下「厚労省調査」)が行われており、機構は、その結果に基づくなどして元年契約における可搬型端末の調達数量の算定を行っている。また、貸与の開始が厚労省調査から約2年後となることなどから、機構は、令和元年5月に、具体的な貸与先や貸与台数を決定するための調査(以下「機構調査」)を行い、その結果に基づいて可搬型端末を貸与している。

2 本院の検査結果

30年契約及び元年契約で調達した可搬型端末計3,226台(可搬型端末に係る契約金額相当額計47億1731万円、2年度末までの支払金額相当額計24億1716万円)を対象として、厚生労働本省、機構本部及び47年金事務所において会計実地検査を行ったところ、2年度末時点において、1,003台が配布又は貸与をされておらず、本部等において保有されている状況となっていた。また、配布又は貸与を受けてからの期間(緊急事態宣言の実施期間が含まれる月数を除く。)が12か月以上となっている420台及び1,201台の使用実績についてみると、111台及び209台、計320台が全く使用されていない状況

となっていた。

そこで、更に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 可搬型端末の調達に当たり、調達数量の算定が適切に行われていない事態

機構は、国民年金法等の改正に伴う一時的な相談件数の増加を見込んだ当面の取扱いとして、平成29年4月から年金事務所に可搬型端末257台を追加配布しており、30年契約における可搬型端末の調達に当たり、当該257台を含めた配布台数に基づいて調達数量を算定していた。しかし、継続的に同等の需要が生じることは見込まれないことなどから、相談件数等の変化を想定して、更改の要否等を十分に検討した上で調達数量を算定する必要があるのに、機構は、一律に当該257台(令和2年度末時点の支払金額相当額3625万円)を更改していた。

また、全1,741市町村を対象として行われた厚労省調査には、1,521市町村から回答があり、厚労省調査によれば、調査時点で既貸与台数は449台、747市町村から1,224台の新規の貸与希望があり、貸与を希望しなかった市町村は721市町村と半数程度を占めている状況であった。しかし、機構が厚労省調査に基づいて元年契約における可搬型端末の調達数量を算定する際、30年契約で更改していた既貸与台数に予備機分を見込んだ471台(2年度末までの支払金額相当額6309万円)を調達数量に含めていたり、厚労省調査に回答しなかった220市町村に対して、一律に1台ずつ貸与するとして調達数量を220台(2年度末までの支払金額相当額2947万円)と算定したりしていた。

(2) 元年契約において調達された可搬型端末が貸与を希望している市町村に貸与されていない事態

機構は、全1,741市町村のうち、市町村用ねんきんネットを利用するなどしていた1,321市町村のみを対象にして機構調査を行っていた。しかし、対象外となった420市町村の中には、厚労省調査で貸与を希望していた106市町村が見受けられた。機構は、厚労省調査の結果に基づいて、当該106市町村の貸与希望分165台(2年度末までの支払金額相当額2210万円)も含めて新規貸与用の可搬型端末を調達しているが、当該106市町村には、2年度末時点においても、元年契約で調達した可搬型端末は1台も貸与されていない状況であった。

(3) 市町村において長期間にわたって使用されていないのに、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性を検討していない事態

本院の求めに応じて、機構が、前記の209台(2年度末までの支払金額相当額2858万円)について、市町村において使用されていない理由を確認したところ、貸与を継続する必要性について疑問があると考えられる回答が多く見受けられた一方、使用の意向はあるものの使用できていないと考えられる回答も見受けられた。しかし、機構は、長期間にわたって使用されていない理由をこれまで把握しておらず、貸与を継続する必要性を検討していなかった。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

機構において、今後、可搬型端末の調達、貸与等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 相談件数等の変化を想定して更改の要否等を十分に検討したり、他の契約において調達される可搬型端末との関係について十分に確認したり、市町村における需要の状況を考慮したりして調達数量を算定するよう関係部署に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 貸与先の決定に当たり、貸与を希望している市町村に可搬型端末が適切に貸与されるよう、希望調査の対象範囲を十分に検討するよう関係部署に周知徹底するとともに、機構調査の対象外となっていた市町村に対して希望調査を行い、その結果に基づいて可搬型端末を貸与すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 市町村に貸与している可搬型端末について、長期間にわたって使用されていない場合に、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性を検討したり、当該理由に応じた対策を講じたりするための体制を整備して、貸与を継続する必要がないものが生じた場合には、他用途も含めた利活用について検討するようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)